

那覇市公報

第 1 4 7 4 号

毎月 2 回 1，15 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

告 示

- 個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）…………… 1202
- 平成 20 年（2008 年）2 月那覇市議会臨時会の招集について（総務課）… 1202
- 個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）…………… 1203

公 告

- 平成 20 年度那覇市有料広告枠売買契約に係る一般競争入札の実施について
（秘書広報課）…………… 1203
- 平成 20 年度那覇市役所本庁舎及び新都心銘苅庁舎の管理に関する各種業務
委託指名競争入札参加資格者申請受付について（管財課）…………… 1204
- 平成 20 年度那覇市公共施設等の一般廃棄物収集運搬業務委託の入札の実施
について（管財課）…………… 1207
- 「那覇市高齢者外出支援サービス事業」委託契約に係る一般競争入札の実施
について（チャージんじゅう課）…………… 1208
- 「那覇市緊急通報システム事業」委託契約に係る一般競争入札の実施につい
て（チャージんじゅう課）…………… 1210

消防本部訓令

- 那覇市消防本部警防規程（消防本部警防課）…………… 1212

上下水道局告示

- 那覇市排水設備指定工事店の異動について…………… 1263

教育委員会規則

- 那覇新都心多目的広場条例施行規則を廃止する規則…………… 1264

告 示

那覇市告示第 1 4 2 号

平成 2 0 年 1 月 2 8 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

（別紙省略）

那覇市告示第 1 4 4 号

平成 2 0 年 1 月 2 9 日

掲 示 済

平成 20 年（2008 年）2 月那覇市議会臨時会の招集について

平成 20 年（2008 年）2 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 招 集 の 日 平成 20 年 2 月 12 日（火）
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場
- 3 付 議 事 件 名
 - （ 1 ）工事請負契約について（識名市営住宅建替工事（建築））
 - （ 2 ）工事請負契約について（石嶺市営住宅第 2 期建替工事（建築 1 工区））
 - （ 3 ）専決処分の報告について（車両物損事故：ガードレール）
 - （ 4 ）専決処分の報告について（学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定）

那覇市告示第 1 5 3 号

平成 2 0 年 2 月 4 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

公 告

那覇市公告第 1 7 6 号

平成 2 0 年 2 月 1 5 日

平成 20 年度那覇市有料広告枠売買契約に係る一般競争入札の実施について

地方自治法第234条第 1 項の規定に基づき、一般競争入札により契約を締結するので地方自治法施行令167条の 6 及び那覇市契約規則第13条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

- | | |
|-------------|-------------------------------|
| (1) 業務名 | 平成20年度那覇市有料広告枠売買契約 |
| (2) 履行場所 | 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 市長公室秘書広報課 |
| (3) 履行内容 | 仕様書による |
| (4) 契約予定日 | 平成20年 4 月 1 日 |
| (5) 履行期間 | 平成20年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで |

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる事項のすべてを満たすものでなければ入札に参加することができません。

- (1) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者(以下「能力のない者」という。)および破産者で復権を得ない者でないこと。

能力のない者とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人で契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた人および未成年者で営業の許可を受けていない者をいう。

- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年を経過しない者またはその者を代理人、支配人その他の使用人もしくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 経営状態が健全であると認められること。
- (5) 公告日から入札執行日までの間に、本市から那覇市指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと（那覇市指名停止等措置要領別表第 1 および第 2 の各号に掲げる措置要件に該当していないこと）

3 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成20年 3 月26日 (水) 午前10時
- (2) 場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市役所 4 階 「庁議室」

4 入札保証金

入札保証金は、第 1 回目に見積もる契約金額の 100 分の 5 相当額を加算した金額の 100 分の 5 以上とする。

5 入札参加資格の確認申請

- (1) 提出期限 平成20年 2 月29日 (金) 午後 5 時15分
- (2) 提出場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
市長公室 秘書広報課 広報班 (市役所 4 階)

6 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

7 お問い合わせ

那覇市総務部市長公室秘書広報課広報班
〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
電話 098-862-9942 FAX 098-869-8190

那覇市公告第 1 7 7 号

平成 2 0 年 2 月 1 5 日

平成 20 年度那覇市役所本庁舎及び新都心銘苅庁舎の管理に関する各種業務委託指名競争入札参加資格者申請受付について

地方自治法施行令第 167 条の 11 第 3 項の規定に基づき、指名競争入札参加資格要

件を公告します。また、下記のとおり参加者の申請受付を行います。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

1 指名競争入札参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 各業務委託「表 1」のとおり

2 申請書類の配布方法

平成 20 年 2 月 18 日 (月) から

那覇市役所本庁舎 4 階 管財課 (那覇市泉崎 1 - 1 - 1) にて配布及び那覇市のホームページ(<http://www.city.naha.okinawa.jp>)からもダウンロードできます。

3 受付期間

平成 20 年 2 月 18 日 (月) ~ 平成 20 年 2 月 29 日 (金) (土日を除く)

午前 9 時 00 分 ~ 午後 5 時 00 分 (正午 ~ 午後 1 時を除く)

4 申請書類の提出及び問い合わせ先

那覇市 総務部 管財課 庁舎管理班 (電話 098 - 862 - 9904)

「表 1」中の委託番号 3 の「那覇市役所本庁舎環境衛生管理業務委託」は申請の必要はありません。

表 1 各業務委託の指名競争入札参加資格要件

委託 番号	業務委託 件名	指 名 競 争 入 札 参 加 資 格 要 件
1	那覇市役所 本庁舎 ターボ式 冷房機保守 業務委託	(1) 過去 2 年間に建物の冷房設備に関する次の(A) ~ (C) の内容を含む業務の請負実績があること。 (A) 冷房使用期間開始前の点検、運転調整 (B) 冷房使用期間中の月次点検及び異状発生時の随時対応 (C) 冷房期間終了後の点検調整保存 (2) 従業員が 5 人以上であること。 (3) 那覇市「建設業者格付名簿」の業種「管工事」に登録されていること。

(表 1 つづく)

(表 1 つづき)

委託 番号	業務委託 件名	指 名 競 争 入 札 参 加 資 格 要 件
2	那覇市役所 本庁舎 パッケージ 型冷房機保 守業務委託	委託番号 1 に同じ
3	那覇市役所 本庁舎 環境衛生 管理業務 委託	(1) 那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札参加資格者名簿に登録されていること。 (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項第 2 号又は第 8 号並びに第 7 号の登録があること。
4	那覇市役所 本庁舎 消防用設備 保守点検 業務委託	(1) 過去 2 年間に次の(A)(B)を満たす業務の請負実績があること。 (A) 消防法施行規則に基づく消防用設備等の定期点検 (B) 消防用設備等の作動または異状発生時の随時対応 (2) 従業員に次の者がいること(重複可)。 ・甲種消防設備士第 1 類、第 3 類、第 4 類それぞれ 1 人以上 ・乙種消防設備士第 6 類 1 人以上 ・第 1 種消防設備点検資格者 5 人以上 ・第 2 種消防設備点検資格者 5 人以上 (3) 那覇市「建設業者格付名簿」の業種「消防施設工事」に登録されていること。
5	那覇市役所 本庁舎等 施設管理業務委託	(1) 過去 2 年間に建物の電気及び冷房設備の運用管理業務の請負実績があること。 (2) 従業員に次の者がいること。 ・第 1 種電気工事士 1 人以上 ・第 1 種～第 3 種のいずれかの冷凍機械責任者免状を有する者 1 人以上 ・熟練された大工技能を有する者 1 人以上 (3) 次のいずれかに登録されていること。 ・那覇市「建設業者格付名簿」の業種「電気工事」 ・那覇市「建設業者格付名簿」の業種「管工事」 ・那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札参加資格者名簿 (4) 制服制度があること。

(表 1 つづく)

(表 1 つづき)

委託 番号	業務委託 件名	指 名 競 争 入 札 参 加 資 格 要 件
6	新都心銘苅 庁舎 施設管理業 務委託	(1) 過去 2 年間に建物の電気及び冷房設備の運用管理業務の請負実績があること。 (2) 従業員に次の者がいること。 ・ 第 1 種電気工事士 1 人以上 ・ 第 1 種～第 3 種のいずれかの冷凍機械責任者免状を有する者 1 人以上 (3) 次のいずれかに登録されていること。 ・ 那覇市「建設業者格付名簿」の業種「電気工事」 ・ 那覇市「建設業者格付名簿」の業種「管工事」 ・ 那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札参加資格者名簿 (4) 制服制度があること。

いずれも平成 20 年度 1 年間の業務委託です。

表中の「過去 2 年間」とは平成 18 年 1 月 1 日から平成 19 年 12 月 31 日までのことです。

那覇市公告第 1 7 8 号

平成 2 0 年 2 月 1 5 日

平成 20 年度那覇市公共施設等の一般廃棄物収集運搬業務委託の入札の実施について

地方自治法第 234 条第 1 項の規定に基づき、一般競争入札により契約を締結するので地方自治法施行令 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 13 条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

- (1) 契約案件名 那覇市役所本庁舎等及び銘苅庁舎ごみ処理業務委託
他 11 件 (予定)
- (2) 履行場所 那覇市直営施設及び那覇市上下水道局庁舎
- (3) 履行内容 各施設の仕様書による
- (4) 契約予定日 平成 20 年 4 月 1 日
- (5) 履行期間 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
 - (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年 12 月 25 日第 137 号)第 7 条第 1 項に基づき那覇市長の許可を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者であること。
- 3 入札説明会の日時及び場所
 - (1) 日時 平成 20 年 2 月 20 日(水) 午後 1 時 30 分から
 - (2) 場所 新都心銘苅庁舎 3 階 職員研修所(那覇市銘苅 2 - 3 - 1)
- 4 入札の日時及び場所
 - (1) 日時 平成 20 年 3 月 21 日(金) 午後 1 時 30 分から
 - (2) 場所 新都心銘苅庁舎 3 階 職員研修所(那覇市銘苅 2 - 3 - 1)
- 5 入札保証金
入札保証金は、那覇市契約規則第 12 条第 1 項及び那覇市上下水道局契約事務規程第 8 条第 1 項第 3 号に基づき免除する。
- 6 郵送による入札は認めない。
- 7 入札参加資格の確認
入札執行前に、入札に参加しようとする者が、市許可業者であることを確認するため、営業許可証の写しを提出する。
- 8 入札の無効
入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 9 問い合わせ先
那覇市 総務部 管財課 庁舎管理班
〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
電話 098-862-9904 F A X 098-862-9352

那覇市公告第 1 7 9 号

平成 2 0 年 2 月 1 5 日

「那覇市高齢者外出支援サービス事業」委託契約に係る一般競争入札の実施について

地方自治法第234条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施する。
よって、那覇市契約規則第13条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

那覇市高齢者外出サービス事業委託契約

(事業概要)

市で決定した那覇市在住の一般交通機関を利用することが困難な 65 歳以上の方に対し、移送用車両(車イス、ストレッチャー対応可能車両)を用いて安全に通院等が行えるように支援を行う事業

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと
- (2) 沖縄県内で事業実績が 2 年以上あること
- (3) 法人市民税等を完納していること
- (4) 消費税を完納していること
- (5) 賃金不払い等社会的不正行為がないこと
- (6) 業務執行において不正行為がないこと
- (7) 経営及び信用の状況が良好であること
- (8) 営業に必要な許可又は認可を得ていること(距離制運賃 400 円以上の運賃収受が可能なもの)
- (9) ストレッチャー対応型車両 1 台、車イス対応型車両 2 台を含む計 3 台以上の移送用車両を保有していること

3 「那覇市高齢者外出支援サービス事業」受託者募集要領の配付及び申請書受付

(1) 配付期間

平成 20 年 2 月 18 日(月)から平成 20 年 2 月 29 日(金)

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

(2) 申請書提出期限

平成 20 年 3 月 10 日(月)午後 5 時 15 分

(3) 配布・申請書提出場所

那覇市役所 6 階 チャーがんじゅう課 在宅福祉グループ

(4) 要領の内容

提出書類の様式、事業概要、入札の注意事項等

4 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成 20 年 3 月 21 日(金)午前 11 時

(2) 場所 那覇市役所 3 階 教育福祉委員会室

5 その他

(1) 郵送による入札は認めない

(2) 入札に参加する資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする

6 お問い合わせ先

那覇市健康福祉部 チャーがんじゅう課 在宅福祉グループ

電話 098 - 862 - 9010 (直通)

那覇市公告第 1 8 0 号

平成 2 0 年 2 月 1 5 日

「那覇市緊急通報システム事業」委託契約に係る一般競争入札の実施について

地方自治法第234条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施する。
よって、那覇市契約規則第13条の規定により、次のように公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

- (1) 事業名 那覇市緊急通報システム事業業務委託
- (2) 事業概要 那覇市で決定した利用者の自宅に、高齢者でも操作しやすいボタン一つで通話及び急を知らせることができる機器（以下「緊急通報システム機器」という。）を設置し、通報を受けた場合に、速やかな援助を行う。

2 受託者が行う主な業務

緊急通報システム機器の貸与、24 時間体制での緊急通報対応等。
緊急通報システム機器の設置、保守管理、修繕、撤去等。
利用者の安否確認（定期コール、災害時コール）及び相談サービス。
他詳細については、受託者募集要領に記載。

3 入札に参加する者に必要な資格

沖縄県内に本店、支店等の事業所があること。
地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
法人市民税等を完納していること。
消費税を完納していること。
賃金不払等社会的不正行為がないこと。
業務執行において不正行為がないこと。
経営及び信用の状況が良好であること。

4 説明会の日時及び場所

- (1) 日時 平成 20 年 3 月 3 日（月）午前 10 時
- (2) 場所 那覇市保健センター（那覇西高校隣り）
会場にて受託者募集要領を配布する。

5 入札参加申請書の受付期間及び場所

- (1) 期間 平成 20 年 3 月 4 日 (火) から平成 20 年 3 月 14 日 (金)
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分
- (2) 場所 那覇市役所 6 階 チャーがんじゅう課 在宅福祉グループ

6 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成 20 年 3 月 21 日 (金) 午前 10 時
- (2) 場所 那覇市役所 3 階 教育福祉委員会室

7 入札の無効

入札に参加する資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

8 お問い合わせ先

那覇市健康福祉部 チャーがんじゅう課 在宅福祉グループ
電話 098 - 862 - 9010 (直通)

消防本部訓令

那覇市消防本部訓令第1号

平 成 2 0 年 1 月 2 5 日

施 行 済

那覇市消防本部警防規程を次のように定める。

那覇市消防本部消防長 宮 平 智

那覇市消防本部警防規程

那覇市消防本部警防活動規程（平成元年那覇市消防本部訓令第4号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 消防通信(第3条―第6条)
- 第3章 警防活動組織(第7条―第12条)
- 第4章 本部長等の任務(第13条―第19条)
- 第5章 出動基準(第20条―第24条)
- 第6章 警防活動
 - 第1節 指揮体制(第25条―第34条)
 - 第2節 警戒区域(第35条・第36条)
 - 第3節 火災防御活動(第37条―第54条)
 - 第4節 救助活動(第55条・第56条)
 - 第5節 警戒警備活動(第57条―第65条)
- 第7章 警防計画(第66条・第67条)
- 第8章 非常招集(第68条―第71条)
- 第9章 訓練(第72条―第77条)

第10章 活動報告(第78条―第85条)

第11章 安全管理(86条)

第12章 雑則(第87条―第89条)

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、消防組織法(昭和22年法律第226号)、消防法(昭和23年法律第186号)等に基づき、火災、水災、震災、その他の災害を警戒し、鎮圧し、並びにこれらの災害に因る被害を軽減するとともに、那覇市消防本部の機能を十分発揮するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 災害活動とは、火災、爆発その他の人為的現象又は地震その他の異常な自然現象により被害が予想され、又は発生した場合にその被害を最小限に防止するために行う防御活動の総称をいう。
- (2) 火災防御活動とは、火災が発生した場合に行う災害活動をいう。
- (3) 救助活動とは、災害、事故等により、生命又は身体が危険な状態にある者を安全な場所等へ救出するために行う災害活動をいう。
- (4) 救急活動とは、事故等による傷病者を医療機関その他の場所に搬送する災害活動をいう。
- (5) 水防活動とは、水防法(昭和24年法律第193号)に定める洪水、高潮等に因る被害を最小限に防止するために行う災害活動をいう。
- (6) その他の災害活動とは、消防業務と密接な関連性のある活動及び消防長が必要と認めたときに行う活動をいう。
- (7) 警戒活動とは、災害発生が予想される場合に、災害の発生を未然に防止するために行う活動をいう。
- (8) 警備活動とは、不特定多数の者が集合して行われる行事等における事故発生に備え、適切な事前措置を行う活動をいう。
- (9) 非常災害警戒警備とは、大規模火災、地震、津波、洪水、暴風その他の災害が発生し、又は発生のおそれ著しいときに非常事態に対処するため行う活動

をいう。

- (10) 気象警報等は、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいて気象庁がする気象注意報及び気象警報並びに気象情報をいう。
- (11) 警防本部とは、消防本部を拠点とする災害活動組織の総括をいう。
- (12) 警戒本部とは、消防本部を拠点とする警戒活動組織の総括をいう。
- (13) 現場指揮本部とは、災害現場等の消防活動全般を統括する指揮拠点をいう。
- (14) 指揮隊とは、管轄の災害現場等において、消防部隊を統括指揮する隊をいう。
- (15) 前進指揮所とは、現場指揮本部長の命を受けて災害現場等で、局面の消防活動を指揮する活動拠点をいう。
- (16) 救急指揮所とは、多数傷病者が発生した集団災害時に現場指揮本部長の命を受けて救急活動を指揮する活動拠点をいう。

第2章 消防通信

（通信業務）

第3条 指令情報課は、災害通信の受信、出動指令、災害活動の統制、情報の収集及び連絡その他消防通信に必要な業務を行うものとする。

（通報の受理）

第4条 指令情報課は、災害発生の通報を受理するときは、災害の発生場所、対象物名、災害の状況その他必要事項の掌握に努めるものとする。

2 消防署又は出張所（以下「署所」という。）において災害発生の通報を受理するときは前項に定める事項の掌握に努めるとともに、その旨を直ちに指令情報課に通報しなければならない。

（関係機関への要請連絡）

第5条 指令情報課は、災害活動のため必要があるとき又は災害現場の指揮者から要請があるときは、関係機関に対し、災害活動上必要な事項を要請連絡するものとする。

（通信の優先順位及び統制）

第6条 災害時における消防通信の優先順位、通信統制等の運用については、那覇市消防情報通信規程（平成16年那覇市消防本部訓令第9号）及び那覇市消防本部指揮隊運用要領（平成14年10月5日消防長通知。以下「指揮隊運用要領」という。）の定めるところによる。

第3章 警防活動組織

(警防本部)

第7条 那覇市消防本部に、災害活動組織の総括として、各種災害時に、警防本部を置く。

- 2 警防本部は、名称を冠して呼称する。
- 3 警防本部は、消防本部員をもって編成し、警防本部長には消防長を、警防副本部長には副消防長を、警防本部付けとして、警防班、予防班、総務班、指令班、救急班を設置し、班長には担当課長をもって充てる。
- 4 警防本部に統轄班及び作戦班を置き、災害の規模により警防本部長が必要と認めるときにあつては、警防本部直轄の指揮隊を置く。
- 5 統轄班及び作戦班に班長を置き、統轄班長には総務課長を、作戦班長には警防課長をもって充てる。
- 6 警防本部指揮隊は、警防班で編成し、警防課職員をもって充てる。ただし、警防本部長が必要と認めるときはその他の消防本部員をもって充てることができる。
- 7 警防本部指揮隊に指揮隊長を置き、警防課に勤務する消防司令の階級にある者をもって充てる。
- 8 警防本部長は、必要に応じて消防本部員をもって臨時に消防隊を編成することができる。
- 9 警防本部の設置は、那覇市消防本部における警防本部・警戒本部設置基準(平成20年1月25日那覇市消防長通知。以下「警防・警戒本部設置基準」という。)に基づき設置する。

(警戒本部)

第8条 那覇市消防本部に、警戒活動組織の総括として、各種災害時に、警戒本部を置く。

- 2 警戒本部は、名称を冠して呼称する。
- 3 警戒本部は、消防本部員をもって編成し、警戒本部長には消防長を、警戒副本部長には副消防長を、警戒本部付けとして、警防班、予防班、総務班、指令班、救急班を設置し、班長には担当課長をもって充てる。
- 4 警戒本部の設置は、警防・警戒本部設置基準に基づき設置する。

(指揮隊)

第9条 消防署に、中隊指揮隊及び署隊指揮隊を置き、部隊を統括指揮する。

2 指揮隊長は、第10条第2号の中隊長をもって充てる。

3 指揮隊の出動は、基本的に3隊以上が出動指令を受けた災害とし、2隊以下の場合
は、先着隊の判断で必要と認めれば出動要請をするものとする。

（消防隊）

第10条 消防隊(救助隊、救急隊を含む。)の編成は、別表第1の消防隊編成表に定め
るもののほか次の各号によるものとする。

(1) 中隊は、署長が指揮宣言をした場合は、署隊となり、署隊長に署長をもって充
てる。

(2) 中隊は、消防署を単位とし、2以上の小隊をもって編成し、中隊長に消防署次
席を、副中隊長には消防署司令をもって充てる。

(3) 小隊は、2以上の分隊をもって編成し、小隊長に、消防司令又は消防司令補の
階級にある者をもって充てる。

(4) 分隊は、消防車(救助工作車、救急車、特殊車を含む。)1台を単位として、所
要の人員及び装備をもって編成し、分隊長には、消防司令補又は消防士長の階
級にある者をもって充てる。

(5) 救助隊員及び特別救助隊員の編成及び隊長は、那覇市消防救助隊規程(昭和61
那覇市消防本部訓令第4号)による。

(6) 救急隊の編成及び隊長は、那覇市消防本部救急業務規程(昭和61年那覇市消防
本部訓令第3号)による。

(7) 水防隊の編成は、消防組織法に基づき消防隊をもって編成するものとする。

（代行）

第11条 前条第3号及び第4号に規定する隊長に事故があるときは、署長が指名する
隊員がその任務を代行する。

（消防隊の名称）

第12条 消防隊の名称は、次のとおりとする。

(1) 中隊の名称は、署名の略称を冠して隊名を呼称する。

(2) 小隊の名称は、署所名の略称を冠して隊名を呼称する。

(3) 分隊の名称は、署所名の略称を冠し、複数隊を編成する場合は1から順に数字
を冠して呼称する。

- (4) 救助隊及び救急隊の名称は、署所名の略称を冠して呼称する。
- (5) 特殊車隊の名称は、署所名及び車種名の略称を冠して呼称する。

第4章 本部長等の任務

(警防本部長)

第13条 警防本部長は、災害活動の全般についての方針を決定し、消防部隊を統括指揮する。

- 2 警防本部長に事故があるときは、警防副本部長がその任務を代行する。
- 3 警防副本部長は、警防本部長を補佐し、消防部隊の運用、指揮統制及び情報連絡等の災害活動を統括する。
- 4 警防副本部長に事故があるときは、管轄区域の署長がその任務を代行する。
- 5 警防本部付けの各班長は、警防本部長の行う警防対策に参画するとともに所属職員を指揮する。

(警戒本部長)

第14条 警戒本部長は、警戒活動の全般についての方針を決定し、消防部隊を統括指揮する。

- 2 警戒本部長に事故があるときは、警戒副本部長がその任務を代行する。
- 3 警戒副本部長は、警戒本部長を補佐し、消防部隊の運用、指揮統制及び情報連絡等の警戒活動を統括する。
- 4 警戒副本部長に事故があるときは、管轄区域の署長がその任務を代行する。
- 5 警戒本部付けの各班長は、警戒本部長の行う警戒対策に参画するとともに所属職員を指揮する。

(指揮隊長)

第15条 指揮隊長は、管轄区域内の災害活動に対し指揮宣言を行い、部隊を統括指揮するものとする。

(中隊長)

第16条 中隊長は、出動各隊を掌握し、現場指揮を行うものとする。

- 2 副中隊長の任務は、中隊長を補佐するとともに管轄区域内の中隊長に事故があるときは、前項に定める中隊長の任務を代行する。
- 3 管轄区域内の副中隊長に事故があるときは、管轄区域内の当直消防司令補が前項に定める任務を代行する。

（小隊長及び分隊長）

第17条 小隊長は、中隊長の命を受け、出動分隊を指揮して、災害の状況に応じた活動を行うものとする。

- 2 分隊長は、小隊長の命を受け、分隊の隊員を指揮して、災害の状況に応じた活動を行うものとする。

（救助隊長及び救急隊長）

第18条 救助隊長及び救急隊長は、中隊長又は小隊長の命を受け、隊員を指揮して、任務遂行に当たるものとする。

（隊員）

第19条 分隊及び小隊の隊員は、隊長の指揮を受け、機材等を活用して災害活動に従事するものとする。

第5章 出動基準

（出動の原則）

第20条 出動は、指令情報課の出動指令に基づき出動するものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、署所において災害発生を覚知し緊急に出動の必要がある場合は、その旨を直ちに指令情報課へ通報しなければならない。

（出動の基準）

第21条 災害の出動は、別表第2の出動隊の基準によるものとする。ただし、消防長は必要に応じて出動隊を増減することができる。

- 2 特命出動は、別表第3の特命出動の基準によるものとする。

（消防団の出動基準）

第22条 消防団の出動基準については、那覇市消防団警防活動要領の定めるところによる。

（応援協定等に基づく出動）

第23条 応援出動については、次の各号に定めるところによる。

- （1） 沖縄県消防相互応援協定（昭和63年4月1日施行）
- （2） 那覇市と他市町村（県外を含む）との間で締結した救急応援協定等
- （3） 緊急消防援助隊運用要綱（平成16年3月26日付け消防震第19号）

（業務協定に基づく出動）

第24条 業務協定に基づく出動については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 第十一管区海上保安本部と那覇市との業務協定(昭和47年9月20日施行)
- (2) 那覇空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定(昭和50年10月13日施行)

第6章 警防活動

第1節 指揮隊制

(指揮命令の原則)

第25条 災害活動は、原則として災害発生地を管轄する消防署の指揮隊長の指揮命令のもとに行うものとする。

(指揮組織)

第26条 災害活動の指揮体制は、第1指揮体制、第2指揮体制及び第3指揮体制とし、各指揮体制における組織図は、別表第4のとおりとする。

(指揮本部等の構成)

第27条 前条の各指揮組織における指揮本部の構成は、次によるものとする。

指揮体制 構成	第1指揮体制	第2指揮体制	第3指揮体制
指揮本部の名称	中隊指揮本部	署隊指揮本部	警防本部
指揮本部長	管轄内次席	管轄内署長	消防長
本部付け	司令、司令補及び士長	次席又は司令	各課長、課職員
指揮隊	中隊指揮隊	署隊指揮隊	警防本部指揮隊

(現場最高指揮者の基準)

第28条 現場最高指揮者は、次の各号に定めるところによる。ただし、当該各号に定める指揮者より所轄の上級の指揮者が到着し、指揮宣言をした場合は、当該最上級の指揮者を現場最高指揮者とする。

- (1) 分隊の出動する災害活動にあつては、所轄の分隊長
- (2) 小隊が出動する災害活動にあつては、所轄の小隊長
- (3) 第1出動及び第2出動の災害出動にあつては、所轄の中隊長

2 消防長、副消防長及び管轄内署長は、災害に応じて災害活動を視察するものとする。

(現場指揮本部の設置)

第29条 災害現場に出動した所轄中隊長等は、災害の状況により現場指揮本部を設

置し消防部隊を指揮して災害活動に当たるものとする。

- 2 災害現場における現場指揮本部の設置は、災害の態様、規模から消防隊の活動が3隊以上となる場合を基本とし、そのほか警戒区域を設定した場合、災害規模が大きくなることが予想される場合、現場最高指揮者が判断するものとする。
- 3 現場指揮本部の設置時期は、おおむね第1出動隊の部隊配備が完了した時点を目標とする。
- 4 現場指揮本部は、災害の状況及び周囲の環境等により、指揮隊車の車内で運用することにも配慮する。
- 5 防災センターを有する対象物では、現場指揮本部を防災センター内に設置することを原則とするが、高層ビル等で無線障害がある場合は屋外に現場指揮本部を設置し、防災センターとの連絡体制を確保する。

（前進指揮所及び救急指揮所の設置）

第30条 現場指揮本部長は、火災、災害等の状況により効果的な消防活動を実施するため、必要と認める場合は、前進指揮所及び救急指揮所を設置するものとする。

- 2 前進指揮所担当隊長は、現場指揮本部長の命を受け、担当局面の活動方針を決定し、各隊長を指揮して消防活動を効果的に実施するものとする。
- 3 救急指揮担当隊長は、現場指揮本部長の命を受け、救急活動方針を決定し、各救急隊長を指揮して、現場に出場した医療関係者との連携を図り、救急活動を効果的に実施するものとする。
- 4 現場指揮本部長は、現場指揮本部並びに前進指揮所及び救急指揮所を設置した場合は、位置等を含めて指令情報課に報告するとともに出場各隊に周知する。

（最先着隊長等の責務）

第31条 災害現場に最先着した隊長は、指揮隊が到着するまでは隊員を指揮し災害活動に当たるとともに、指揮隊長が災害現場に到着したときは、災害の状況及び活動の概要を速やかに報告し指揮を受けるものとする。

- 2 出動各隊の隊長は、災害現場に到着したときは、次の各号の全部又は一部について指令情報課及び指揮隊に即報しなければならない。
 - (1) 災害発生地及び目標
 - (2) 災害の状況及び周囲の状況
 - (3) 要救助者の有無

- (4) 部署位置及び水利の有無
 - (5) 増援隊の要否
 - (6) その他必要事項
- 3 現場最高指揮者又は最先着の隊長は、大量の危険物、高圧ガス、毒劇物、放射性物質等災害活動に障害となる情報等を収集したときは、警戒区域を設定するとともに直ちに指令情報課に報告し、後続隊の活動が円滑に行われるよう努めなければならない。

(特殊消防隊の出動要請)

第32条 現場最高指揮者は、災害の状況等により必要があるときは、特殊消防隊（化学消防車隊、梯子消防車隊、水槽車隊及び高発泡車隊）の出動要請を行い、災害活動の効率化を図るものとする。

(隊長等の責務)

第33条 隊長等は上司の命を受け、隊員を指揮して人員及び消防機器を活用し、適切な警防活動を行う。

(災害活動の妨害排除)

第34条 災害現場にある消防隊員は、災害活動の妨害となるおそれのある一般市民等に対し、警察官の協力を得て退去させる等の措置をとるものとする。

第2節 警戒区域

(警戒区域の設定)

第35条 消防法第23条の2、第28条及び第36条、水防法第14条並びに災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条の定めるところにより、警戒区域を設定するに当たっては、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 警戒区域の範囲は、災害の規模及び拡大危険に対応するものであること。
 - (2) 警戒区域は、災害現場に到着後速やかに設定すること。
 - (3) 警戒区域の設定に従事する隊員は、消防法に規定する職務を行うほか、警戒区域内の雑踏整理、災害活動上支障となるものの排除、避難誘導等必要と認められる職務を行うこと。
- 2 消防長又は署長は、消防法第23条の2の規定による火災警戒区域を設定したときは、前項第3号に定める職務を行うほか、住民に対する火気使用の禁止等に関する広報その他必要な措置を講ずるものとする。

(警戒区域の解除)

第36条 前条第1項に規定する警戒区域は、災害のおそれなくなったときに解除する。

第3節 火災防御活動

(消防隊配置の原則)

第37条 消防隊の部署位置は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 先着消防隊から順次火点包囲の隊形をとるとともに、重要方面及び延焼危険の大なる方面
- (2) 第2出動及び第3出動の消防隊は、現場指揮本部長の指示又は情報に基づく延焼拡大方面、重要方面及び消防隊が手薄な方面

(先着消防隊)

第38条 先着消防隊は、指揮隊長及び指令情報課に火災現場の状況を報告するとともに、防火対象物関係者等に対し建物構造及び人命救助の必要の有無を確認し、人命救助等適切な措置をとり、火災の鎮圧に当たるものとする。

(後続消防隊)

第39条 後続消防隊は、現場指揮本部長の命を受けて火災防御活動に当たるものとする。ただし、現場の状況により命令を受ける暇がないときはこの限りでない。

(水利選定と部署)

第40条 火災現場における消防隊の水利の選定及び水利統制については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 第1出動の消防隊は、先着隊から順次火点直近で有効放水のできる水利。水利部署位置については、指揮隊長及び指令情報課に即報すること。
- (2) 第2出動以降の消防隊は、第1出動の消防隊の防御に影響のない有効な水利を選定すること。
- (3) 現場指揮本部長は、火災の推移に対応できるよう水利統制及び増水手配等を行うこと。

(筒先配置)

第41条 筒先の配置は、延焼危険に応じて適切に行い、特に重要な延焼方面への配置を強化するものとする。

(状況判断)

第42条 現場指揮本部長は、各指揮者からの報告その他各種情報等に基づき火災全般の状況を把握し、的確な判断をして消防隊を運用しなければならない。

（注水部署及び注水要領）

第43条 注水部署は、安全かつ火勢鎮圧又は延焼防止に効果的な場所を選定して部署し、注水要領は、次の各号に定めるところによる。

- （1） 消防力が火勢より優勢な場合は、延焼火勢に近接した注水を行い、火勢を鎮圧すること。
- （2） 延焼が拡大し、消防力が火勢より劣勢と判断される場合は、延焼防止を重点とした注水を行うこと。
- （3） 輻射熱等のため、隣接建築物等に延焼のおそれがあると判断される場合は、当該未燃焼建築物等への予備注水を行うこと。
- （4） 注水は、燃焼実態を確認し、包囲注水の形成、ホース及び放水圧力の増減、注水種別及び部署の移動等によって有効注水を行うこと。
- （5） 各指揮者は、火勢鎮圧の推移に伴い、放水圧力の減少、注水の中断、中止等によって不必要な注水を避け、水損防止に努めること。

（部署移動）

第44条 火勢の推移に伴い、車両部署位置が効果的でなくなった場合は、小隊長以上の命により転戦するものとする。

2 火勢の推移に伴い、車両部署位置が危険となった場合は、速やかに転戦するものとする。

（防御線の設定）

第45条 現場指揮本部長は、火災の延焼が拡大し、防御線の必要を認めたときは、道路、公園、空地、その他の地形及び耐火建築物等を利用して、防御線を設定し、延焼防止に努めるものとする。

（火災防御の心得）

第46条 隊員は、火災防御に当たっては、人命救助を最優先し、次の各号に定める事項に留意しなければならない。

- （1） 火災防御は、延焼防止を原則とすること。
- （2） 先着消防隊員は、延焼危険が最も大である方面に進入部署すること。
- （3） 隣接して建築物がある場合は、災害活動上重要な建築物のある方面を重点に

防御部署すること。

- (4) 排煙上有効な窓を開放すること。
- (5) 注水に当たっては、水損防止に努め、有効注水により防御効果をあげること。
- (6) 特に水損によって著しい被害が生ずる施設又は室があるときは、防水シートを使用して事前に水損防止措置を行うとともに、粉末消火器等の使用も考慮して消火に当たること。
- (7) 屋内進入に当たっては、フラッシュオーバー及びバックドラフトに充分配慮すること。
- (8) 身体に危険を伴うような防御を担当する隊員には、援護注水を考慮すること。
- (9) 狭撃注水の場合は、対面隊員の危険防止に留意すること。

（残留消防隊の配置）

第47条 現場指揮本部長は、災害活動中における二次災害の発生に備え、必要に応じ残留消防隊を移動配置する。

（消防車の臨時配置）

第48条 署長は、所属の配置出動車両が活動中に故障したときは、総務課長にその旨報告するとともに代替車両を配置し、出動体制の万全を期するものとする。

（資機材等の調達）

第49条 出動各隊の指揮者は、災害活動上必要な資機材等の不足により、災害活動に支障を来たすときは、調達のため必要な措置をとらなければならない。

（危険防止）

第50条 隊員の災害活動中における危険防止については、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 指揮者は、隊員を危険な作業に従事させるときは、十分な危険防止措置と援護の態勢をとること。
- (2) 隊員は、安全を確認し危険防止に細心の注意を払うこと。

（飛火警戒）

第51条 現場指揮本部長は、出火建築物の規模、構造、風向、風速等により飛火のおそれがあるときは、消防隊を指揮し、飛火警戒隊を配置するものとする。

2 飛火警戒隊は、警戒範囲内の住民に対し飛火警戒の広報を行い、緊急の必要があるときは、消防法第29条第5項に規定する措置をとる等飛火による二次火災の発

生を防止するものとする。

（鎮圧等）

第52条 火災の鎮圧及び鎮火は、現場最高指揮者が判断し、速やかに指令情報課へ通報しなければならない。

（残火処理及び再燃防止）

第53条 現場指揮本部長は、現場引揚げに際して残火処理のための指揮者を指定し、当該指揮者に消防隊を指揮させ、別表第5の残火処理基準に基づき残火処理を適切に実施させるものとする。

- 2 現場指揮本部長は、鎮火後において、その現場を引き続き警戒を行う必要があると認めた場合には、部隊を指定して火災現場の警戒を行うものとする。
- 3 現場指揮本部長は、消防警戒区域を解除するときは、当該対象物の関係者等に対し、監視及び警戒等の協力を求め、別紙の説示書で説示して、再燃の防止に努めるものとする。
- 4 現場指揮本部長は、火災鎮火後の監視及び警戒について関係者に協力を求める場合は、別紙の説示書に準じた内容を口頭で協力依頼するものとする。

（現場引揚げ）

第54条 消防隊の現場引揚げは、現場指揮本部長の指示によるものとする。

- 2 分隊長は、引揚げに当たっては、人員及び機械機具の点検を実施しなければならない。

第4節 救助活動

（救助活動の原則）

第55条 救助活動は、他の災害活動に優先して行い、消防隊及び救急隊と連携を密にし、状況に応じ臨機応変かつ安全な方法で活動を行うものとする。

- 2 各指揮者は、救助隊が現場に到着していないときは、救助班を編成し、救助活動を命じなければならない。この場合において救助隊が現場に到着したときは、適切に誘導し現場の状況等を説明するものとする。
- 3 救助活動に従事している指揮者から援護を求められた災害現場の他の指揮者は、所属隊員を指揮し、優先してこれに応じなければならない。

（救助隊等の現場活動）

第56条 救助隊その他救助活動に当たる消防隊は、現場活動に際して次の各号に定

める事項に留意しなければならない。

- (1) 先着隊は、消防対象物の関係者又は付近住民から情報を収集し、救助の必要ある場合は、直ちに救助活動を行うとともに指揮隊及び指令情報課に報告すること。
- (2) 避難者の誘導は、現場の状況を的確に判断し、必要な指示及び広報を行い、避難方法、経路、場所等を明確にして混乱の防止に努めること。
- (3) 救助用資機材を有効に活用するとともに、地形、地物、建築設備、関係者所有の機器等を状況に応じ利用すること。
- (4) 災害活動を容易にするため、各消防隊はお互いに協力し救助活動の円滑化を図ること。
- (5) 水難救助活動については、那覇市消防水難救助隊要綱（平成8年9月1日施行）及び那覇市消防水難救助隊活動要領（平成8年9月1日施行）に基づくこと。

第5節 警戒警備活動

（警戒活動の原則）

第57条 署長は、気象その他の状況により災害発生のおそれが大であるときは、警戒活動を実施し、災害の未然防止に努めなければならない。

（警戒活動の種別）

第58条 警戒活動は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 火災警報発令時の警戒活動
- (2) 水防活動及びその他気象警報等による警戒活動
- (3) 給水制限時の警戒活動
- (4) 年末年始及び旧盆の警戒活動
- (5) その他警戒活動

（火災警報発令時の警戒活動）

第59条 署長は、火災警報が発令されたときは、関係機関への通報、掲示板の掲出及び吹流しの掲揚等による市民への広報を行うほか、警防体制の強化を図るものとする。

2 署長は、火災警報が発令されたときは、那覇市火災予防条例(1972年那覇市条例第18号)第29条に規定する事項の徹底を図るものとする。

（気象警報等による警戒活動）

第60条 署長は、気象警報等が発令されたときは、管轄内における災害発生のおそれがある場所に対し、広報及び警戒活動を実施するものとする。ただし、津波については、注意報が発令された時点で広報及び警戒活動を実施するものとする。

2 署長は、管轄内において災害が発生し又は災害発生のおそれが大である場合は、災害危険地域に対し、消防警戒区域の設定等を行うとともに、速やかに住民を安全な場所への避難誘導を実施するものとする。

（給水制限時の警戒活動）

第61条 署長は、給水制限が実施されたときは、警防体制を強化するとともに、給水地域及び制限地域の区別を掌握し、消防水利の確保に万全を期さなければならない。

（その他警戒活動）

第62条 署長は、年末年始、旧盆等特に警戒が必要であると認めるときは、警戒活動を実施するものとする。

（警戒時の警防体制強化）

第63条 警戒時の警防体制の強化については、別表第6の火災警報発令時の警防体制強化の基準及び別表第7の気象警報等発令時の警防体制強化の基準に基づくものとする。

（非常災害警戒警備）

第64条 消防長は、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、非常災害警戒警備の実施を発令するものとする。

2 署長は、管轄区域内に非常災害が発生し、非常災害警戒警備発令の暇がないときは、直ちに非常災害警戒警備を実施するとともにその状況を消防長に即報しなければならない。

3 非常災害警戒警備の解除は、消防長が行うものとする。

（消防警備）

第65条 消防長は、社会的に重要な公的行事、会議、催物等の事象に際して必要と認める場合は、消防警備を実施するものとする。

2 消防警備を実施する場合は、必要に応じ警備本部及び現地警備本部を設置するものとする。

第7章 警防計画

（警防計画）

第66条 警防計画は、本部警防計画及び署警防計画に区分する。

- 2 警防課長は、警防力の運用、消防部隊の活動等消防活動上必要な事項について、本部警防計画を樹立するものとする。
- 3 署長は、管轄区域内の消防対象物における消防活動上必要な事項について、署警防計画を樹立するものとする。
- 4 警防計画は、次の3種とする。特定防火対象物にあつては、別表第9の警防計画樹立対象物の基準に定めるとおりとする。

（1） 特定防火対象物警防計画

特定防火対象物に対する防御活動の効率化を図るため、出動基準、水利部署、連携活動等の運用について定めるものをいう。

（2） 密集地域警防計画

木造建築物等の密集地域に対する消防活動の効率化を図るため、消防事象の把握及び消防隊の運用について定めるものをいう。

（3） 特殊災害警防計画

大規模危険物火災、航空機火災、船舶火災、爆発事故、交通災害及び集団救急事故その他特殊な災害防御活動の合理化を図るため、出動基準及び消防隊の運用について定めるものをいう。

（警防計画の運用）

第67条 警防課長又は署長は、警防計画を作成し又は変更したときは、消防長に報告するものとする。

- 3 署長は、警防計画の運用について、適正を期さなければならない。

第8章 非常招集

（非常招集の原則）

第68条 消防長は、大規模な災害が発生し、又は発生が予測され緊急に消防力を増強する必要がある場合は、職員に対し非常招集を発令する。その必要がなくなったときはこれを解除する。

- 2 署長は、前項の規定にかかわらず管轄区域内で災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、緊急を要するときは、職員を非常招集することができる。この場合は、消防長に速やかに報告しなければならない。

3 非常招集を受けた職員は、あらゆる参集手段をもって速やかに指定された場所へ参集しなければならない。

4 非常招集により指定された場所へ参集した職員は、直ちに上司へその旨報告しなければならない。

(心得)

第69条 職員は、気象情報等に注意するとともに、常に所在を明らかにし、緊急連絡及び非常招集手段の確保に努めるものとし、招集に応じられる態勢を整えておくものとする。

2 職員は、管轄内で大規模な火災、その他非常事態の発生を覚知したときは、招集の発令を待つことなく、災害現場又は勤務場所に自発参集し、現場最高指揮者又は当該所属長の指示を受けるものとする。

(非常招集を要しない職員)

第70条 次の各号のいずれかに該当する職員は、非常招集を要しない者とする。

(1) 休職中又は停職中の職員

(2) 傷病により、休暇又は療養中の職員

(3) 出張又は旅行中の職員。ただし、非常招集が可能な者を除く。

(4) 前各号に掲げるもののほか、消防長又は署長が特にやむを得ない事情がある
と認める職員

(非常招集の基準)

第71条 第68条に規定する非常招集は、災害種別及び発生予想規模に応じて第1配備、第2配備及び第3配備に区分する。ただし、招集人員については特命で招集することができるものとする。

2 前項の第1配備、第2配備及び第3配備の災害規模に対する非常招集の基準は、別表第9の非常招集の基準に定めるところによる。

第9章 訓練

(訓練の区分)

第72条 訓練は、次の各号に掲げるとおりとし、消防長又は署長は定期的に訓練計画に基づいて、これを実施する。

(1) 基本訓練

(2) 図上訓練

(3) 総合訓練

(4) 特別訓練

(基本訓練)

第73条 基本訓練は、おおむね次の各号に掲げる事項について実施するものとする。

(1) 隊員個々の基本動作及び操作

(2) 分隊単位による消防ポンプ操法

(3) 特殊車両の操作

(4) 救急及び救助訓練

(5) 各種機器の操作及び運用

(6) 隊員の体力錬成

(図上訓練)

第74条 図上訓練は、災害活動を図上で実施するものをいう。

(総合訓練)

第75条 総合訓練は、消防長が災害各活動について総合的に実施するものをいう。

(特別訓練)

第76条 特別訓練は、次の各号に掲げる場合に実施するものをいう。

(1) 特殊災害及び多数傷病者発生に対して警防対策上必要とする場合

(2) 木造建築物密集地域又は特殊消防対象物に対して警防対策上必要とする場合

(3) 警防対策上総合的な各種実験及び研究を必要とする場合

(4) 他の機関と合同して訓練を実施する場合又は住民の要望により実施する場合

(訓練の承認及び報告)

第77条 署長は、前条に定める訓練を実施する場合は、消防長の承認を受けるものとする。

2 署長は、前2条に定める訓練を実施した場合は、火災防御訓練報告書(第1号様式)及び救急・救助訓練報告書(第2号様式)を消防長に提出するものとする。

第10章 活動報告

(消防活動報告)

第78条 署長は、災害等に出動した消防隊の活動状況を消防活動報告書(第3号様式)に記載し、災害発生の日から7日以内に消防長に提出するものとする。

(その他出動)

第79条 署長は、前条に該当しない調査等に出動したときは、その他出動報告書(第4号様式)に記載し、翌月の1日から10日までに消防長に提出するものとする。

(救助活動報告)

第80条 署長は、救助活動に出動したときは、活動状況を救助活動報告書(第5号様式)に記載し、災害発生の日から7日以内に消防長に提出するものとする。

(救急活動報告)

第81条 救急活動の報告等は、那覇市消防本部救急業務規程に定めるところによるものとする。

(水防活動報告)

第82条 署長は、風水害等に出動した消防隊の活動状況を水防活動報告書(第6号様式)に記載し、災害発生の日から7日以内に消防長に提出するものとする。

(応援出動報告書)

第83条 署長又は課長は、消防相互応援協定に基づく応援出動で災害活動を行ったときは、災害発生の日から7日以内に活動状況を災害応援出動報告書(第7号様式)及び救急応援出動報告書(第8号様式)に記載し、消防長に提出するものとする。

2 市町村境界が不明の災害に出動し、事後、他市町村管内と判明したものについては、前項の規定を準用する

3 緊急消防援助隊運用要綱に基づく応援出動で災害活動を行ったときは、同要綱第21条に基づき報告するものとする。

(非常招集の報告)

第84条 署長又は課長は、第71条の規定に基づいて非常招集の命を受け、災害活動に従事した者又は非常待機した者については、非常招集実績報告書(第9号様式)に必要事項を記載し、災害発生の日から7日以内に消防長に提出するものとする。

(即報事項)

第85条 署長又は課長は、災害活動等において次の各号に該当する事故及び災害事象があったときは、消防長に即報しなければならない。

- (1) 隊員に死傷者が出た場合
- (2) 消防車両の交通事故が発生した場合
- (3) 消防車両又は機械機具の損傷、故障等により消防活動に支障があった場合
- (4) 別表第10のその他災害即報の基準に定めるもの

- 2 消防長は、総務省消防庁の火災、災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)に基づく災害が発生した場合は、県及び国に即報しなければならない。

第11章 安全管理

(安全管理)

第86条 消防長又は署長は、災害現場における安全管理及び訓練の特性に応じた安全体制を確立するために、訓練施設及び資機材の整備を行い、安全に関する教育を実施し、安全保持に努めるものとする。

- 2 現場最高指揮者は、災害現場の状況を把握し、活動環境の安全確保を主眼とした統括指揮に努めるものとする。
- 3 各隊長は、平素から隊員に対し、資機材及び装備の管理及び適切な運用について教育するとともに、災害現場及び訓練に当たっては、活動環境、資機材の活用及び隊員の行動と状況を的確に把握し、危険が予測されたときは、必要な措置を講ずる等安全確保に努めるものとする。
- 4 隊員は、安全確保の基本が自己にあることを認識し、体力、気力及び技術の練成に努め、いかなる事象に直面しても適切に対応できる臨機の判断力を養うとともに、災害活動時には隊員相互が安全に配慮し合い、危険防止に努めるものとする。

第12章 雑則

(通行障害等)

第87条 消防長又は署長は、通行障害、断減水、火災と紛らわしい火煙等、特に災害活動に支障がある事象について通知を受けたとき又は発見したときは、必要な措置を講ずるものとする。

(火災防御等検討会)

第88条 消防長又は署長は、災害活動のうち事後の活動に資するため、必要があると認めるものについて、当該活動を行った者その他関係者の出席を求めて次の各号に掲げる検討会を開くものとする。

- (1) 火災防御活動
- (2) 救急救助活動
- (3) 水防活動
- (4) その他必要と認める事項

(図式記号、用語、略号)

第89条 この規程に用いる図式記号、用語及び略号は、消防用図式記号(昭和31年国消発第622号)及び指揮隊運用要領によるものとする。

付 則

- 1 この訓令は、平成20年1月25日から施行する。
- 2 那覇市消防救助隊規程(昭和61年那覇市消防本部訓令第4号)の一部を次のように改正する。

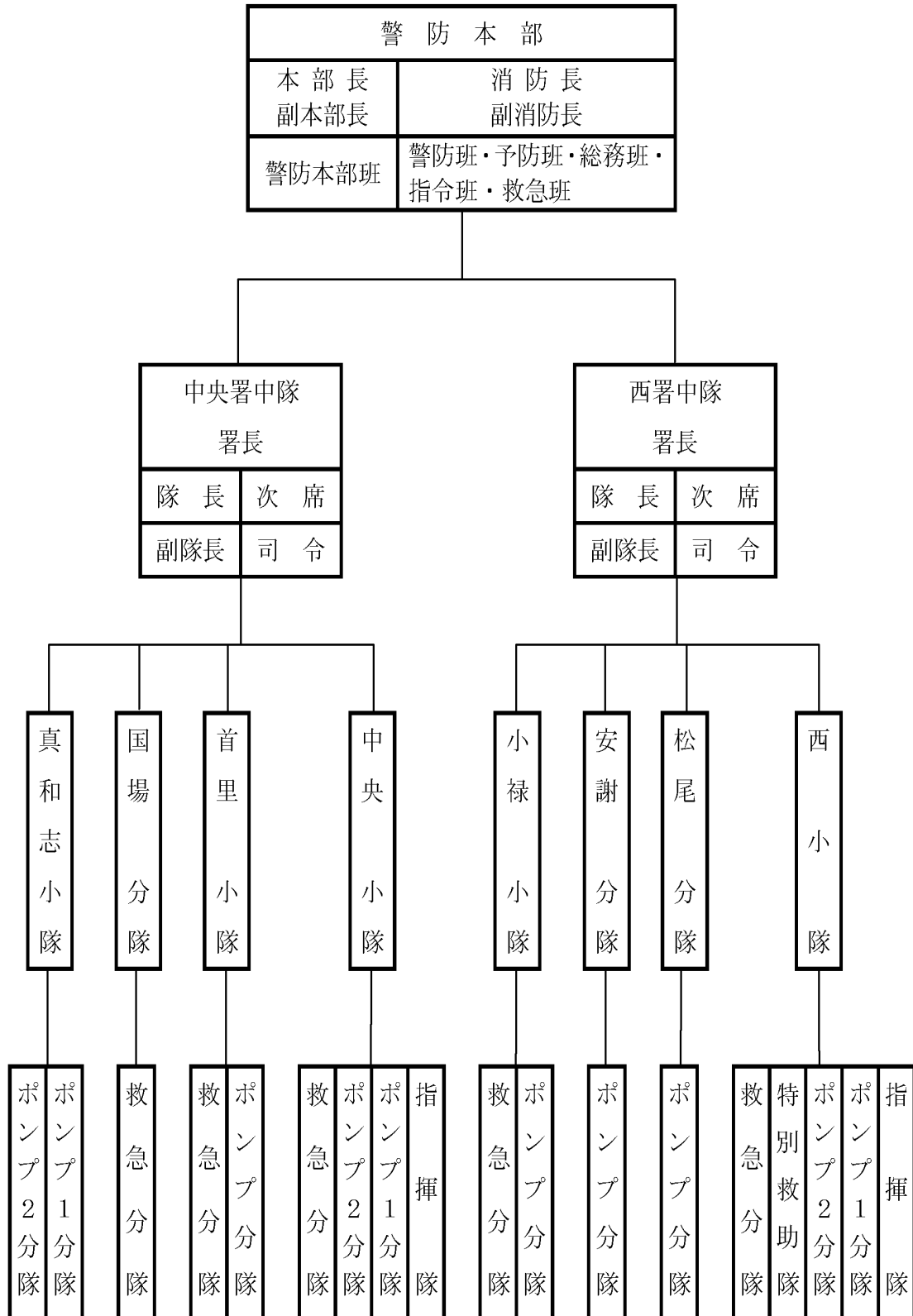
改正前	改正後
(報告) 第11条 救助活動等を行ったときは、 <u>那覇市消防本部警防活動規程</u> に定める第5号様式で消防長に報告しなければならない。	(報告) 第11条 救助活動等を行ったときは、 <u>那覇市消防本部警防規程(平成20年那覇市消防本部訓令第1号)</u> に定める第5号様式で消防長に報告しなければならない。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

- 3 那覇市消防情報通信規程(平成16年年那覇市消防本部訓令第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この規程は、 <u>那覇市消防本部警防活動規程(平成元年12月11日消防本部訓令第4号。以下「警防規程」という。)</u> に定めるもののほか、消防通信の運用及び維持管理について必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規程は、 <u>那覇市消防本部警防規程(平成20年那覇市消防本部訓令第1号。以下「警防規程」という。)</u> に定めるもののほか、消防通信の運用及び維持管理について必要な事項を定めるものとする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

別表第1 (第10条関係)

消防隊編成表



別表第2 (第21条関係)

出動隊の基準

出 動 区 分	火 災 の 状 況	出 動 隊 数	備 考
第 1 出 動	火災の発生を覚知すると同時に出動する	水槽付ポンプ車 7～9 隊 救助工作車 1～2 隊 救 急 車 1 隊	中高層ビル火災又は特殊災害等が発生した場合は、ポンプ車の出動を考慮し、特殊車両等災害に適した車両を出動させる
第 2 出 動	第1出動隊が出動途上において火煙を認めた場合又は現場指揮者から出動要請があった場合	水槽付ポンプ車 1～3 隊 救助工作車 1～2 隊 救 急 車 2～5 隊	第3出動の人員については、別表第5「非常招集の基準」第3配備で対応する
第 3 出 動	第2出動でも対応が困難であると現場指揮本部長が判断し出動要請があった場合	水槽付ポンプ車 13～17 隊 救助工作車 1～2 隊 救 急 車 6～8 隊	

別表第3 (第21条関係)

特命出動の基準

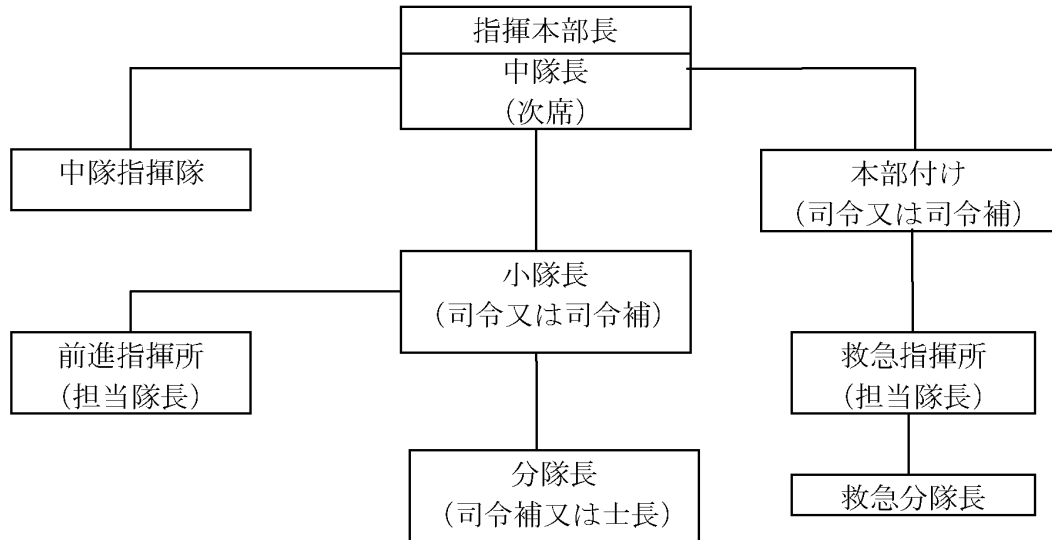
災 害 等 の 状 況
(1) 日勤者の災害出動 平日に災害が発生した場合、災害の状況等によっては日勤者をもって消防隊を編成し出動させる (2) 調査出動 ア 火災と紛らわしい火煙の通報があったとき又はこれを発見したとき イ 事後聞知火災の調査 (3) 警戒出動 気象警報等が発表され、又はガス漏れ事故若しくは漏油事故が発生し、若しくは航空機若しくは船舶等の機器故障等により警戒の必要があると認めるとき (4) その他 災害の状況により、特に指定する車両を出動させるとき

別表第4 (第26条関係)

指 揮 組 織 図

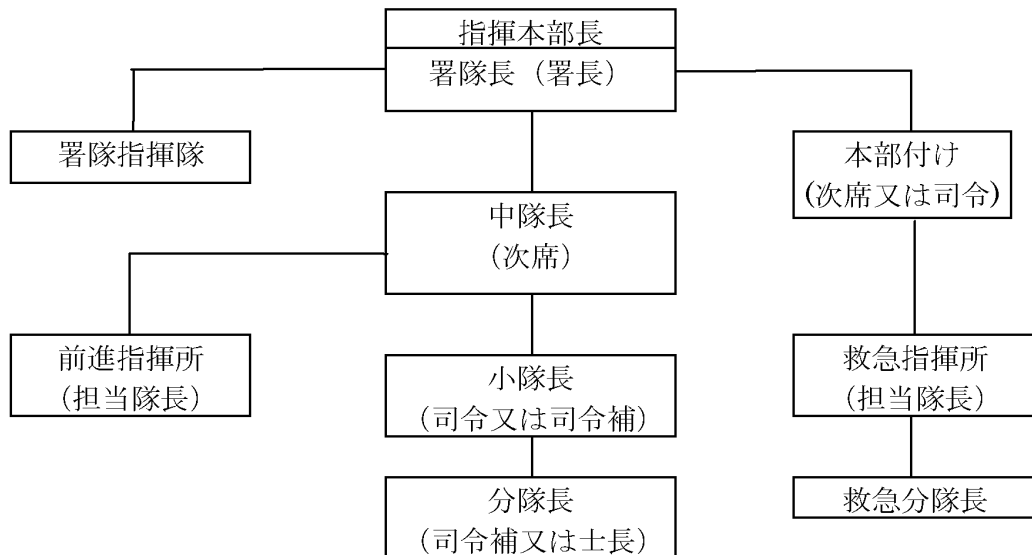
第 1 指 揮 体 制 (中隊指揮本部)

中隊長が指揮宣言をして指揮本部長となる場合



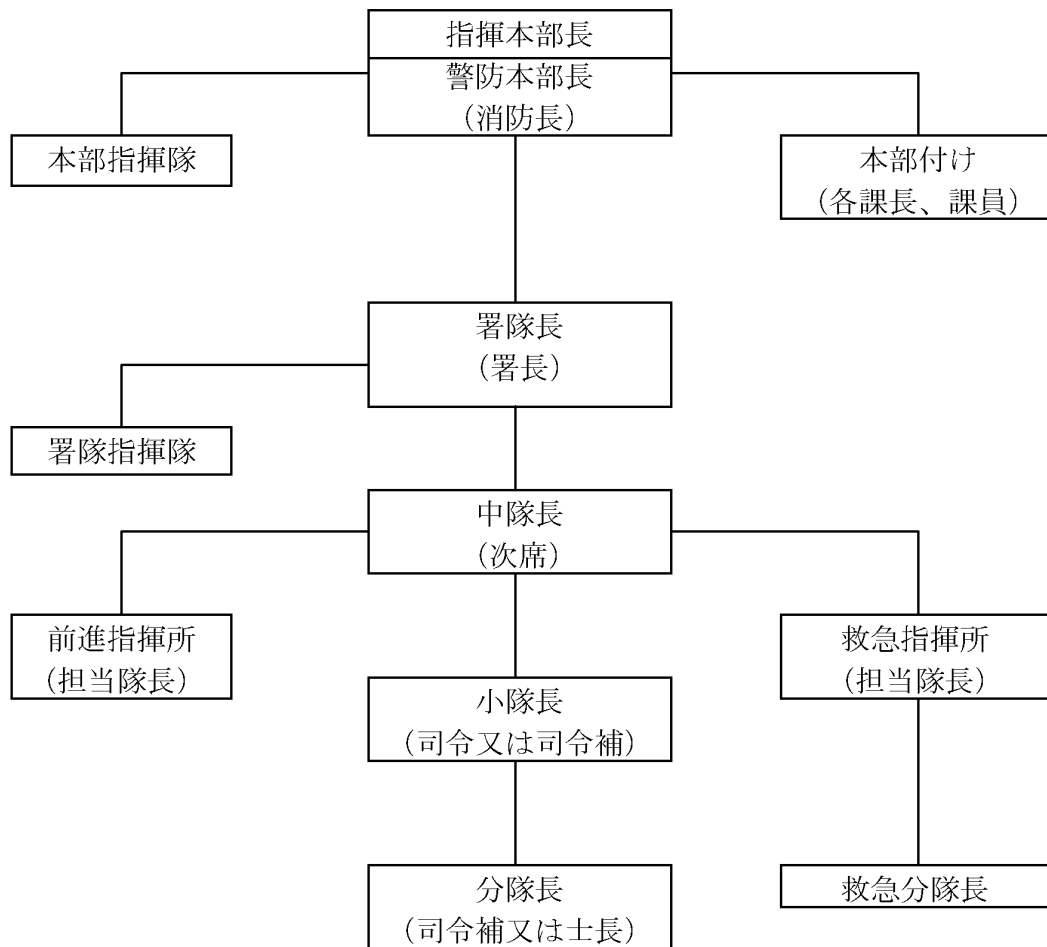
第 2 指 揮 体 制 (署隊指揮本部)

署長が指揮宣言をして指揮本部長となる場合



第 3 指 揮 体 制 (警 防 本 部)

消防長が指揮本部長となる場合



別表第5 (第53条関係)

残火処理基準

構造別	残り火が生じやすい場所等	点 検 要 領
木	屋根、小屋裏、天井裏、床下等	1 点検口（押入れの天井部分）等から内部を視認する 2 小屋裏、天井裏及び床下の点検には、天井、床を一部破壊して確認する
	家具類（タンス）又は戸棚の裏側等	1 移動させて火気及び煙の有無を確認、内部の収容物を視認する 2 必要に応じ破壊器具等により局部破壊する
	押入れ、戸袋等	1 収容物を引き出し、内部を視認して、火気及び煙の有無を確認する 2 小屋裏への燃え抜け状況を確認する。 3 小屋裏の点検は、天井、壁を一部破壊する
	厨房等の火気使用施設周囲の鉄板張り内装裏面及び煙突の貫通部分等	1 変色部分等の表面を素手で触れて温度を確認する 2 変色部分等の表面温度の高い部分及びその最上部又は貫通部分を破壊器具等により局部破壊する
	瓦下地、畳の合わせ目等	1 焼け止まり箇所等を視認する 2 畳で焼きの深いものは、床板まで燃え抜けているか確認する 3 屋根の点検は、瓦及びその下地を一部破壊する
	柱、梁、合掌等のほぞ部分等	1 視認及び表面を素手で触れて温度を確認する 2 通し柱等に焼きがある場合には、小屋裏、天井裏まで確認する 3 必要に応じ、けん引ロープ等により柱、梁等を転倒又は落下させる
	焼き堆積物等	1 堆積物内部の火気を確認する 2 可能な限り鷹口等で掘り起こし、又は掘り崩しを行う 3 農薬、肥料、その他化学製品等で、注水、加熱等により発熱の危険性あるものは、できる限り屋外の安全な場所に搬出する

造	布団、マット、繊維類、紙、木材、木くず類、わら類等	1 深部に残った火気を素手で触れるなどして確認する 2 消火器で消火したもの又は変色したものなど、できる限り屋外の安全な場所に搬出する
	強い放射熱を受けた部分、風下消防対象物の飛火危険箇所等	1 変色又は強い放射熱を受けたと予想される部分を素手で触れて温度を確かめる 2 変色又は受熱温度等から必要に応じ、破壊器具等で一部破壊する 3 布団、繊維類等深部に火種が残りやすいものについては、できる限り屋外の安全な場所に搬出する
耐火造	モルタル壁等の二重壁内等	1 変色又は強い放射熱を受けたと予想される部分を素手で触れて温度を確かめる 2 必要に応じ、破壊器具等により二重壁の一部を破壊する
	その他木造及び耐火造に準ずる	
耐火造・簡易耐火造	ダクト、パイプスペース等の縦穴部分等	1 点検口等から内部を視認する 2 直上階等への縦穴部分等で埋め戻しの有無を点検する 3 可燃物と接している部分を点検する 4 押入れ等の収容物を引き出し、縦穴等の有無を確認する 5 ダクト等の一部を破壊する
	ダクト、パイプ等の壁体並びに床貫通部分の仕舞材及び埋め戻し箇所等	1 点検口等から視認する 2 変色部分等の表面を素手で触れて温度を確かめる 3 ダクト及び天井、側壁等の一部を破壊器具等により破壊する

別表第6 (第63条関係)

火災警報発令時の警防体制強化の基準

火災警報時の基準	警防態勢の強化の概要
・実効湿度60%以下で最小湿度が50%以下となり、最大風速が10mを越える見込みのとき ・平均風速15m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき（降雨中は通報しないこともある）	・各署に1人増員する なお、状況等によっては、各署所の増員及び増隊を行うものとする ・断水時の場合は、各署にタンク車隊1隊（2人）を増隊するとともに、必要に応じて署所の増隊及び増員を行うものとする

別表第7 (第63条関係)

気象警報等発令時の警防体制強化の基準

警報等の基準	警防態勢の強化の概要
強風注意報（平均風速） 15 m/s 以上	・警戒本部の設置 ・状況により、必要数の増員、増隊をする
高潮注意報（潮位：標高） 1.3 m 以上	・通常の警戒態勢 ・状況により、警戒本部を設置するとともに、必要数の増員、増隊を行うものとする
大雨注意報（雨量） 1時間 40 mm 以上 3時間 60 mm 以上 24時間 110 mm 以上	・通常の警戒態勢
洪水注意報（雨量） 1時間 40 mm 以上 3時間 60 mm 以上 24時間 110 mm 以上	・通常の警戒態勢
津波注意報 0.5 m 以上	・警戒本部を設置するとともに、状況により、必要数の増員、増隊を行うものとする
暴風警報（平均風速） 25 m/s 以上	・警防本部の設置 ・必要数の増員、増隊を行うものとする、増隊の参集時間については最接近の3時間前を基本とする
高潮警報（潮位：標高） 2.0 m 以上	・状況により、警戒本部又は警防本部を設置 ・必要数の増員、増隊を行うものとする

大雨警報 (雨量) 1 時間 6 0 mm 以上 3 時間 9 0 mm 以上 2 4 時間 2 0 0 mm 以上	・状況により、警戒本部又は警防本部を設置 ・必要数の増員、増隊を行うものとする
洪水警報 (雨量) 1 時間 6 0 mm 以上 3 時間 9 0 mm 以上 2 4 時間 2 0 0 mm 以上	・状況により、警戒本部又は警防本部を設置 ・必要数の増員、増隊を行うものとする
津波警報 ・大津波 (1 0 m 以上、8 m、6 m、4 m、3 m) ・高い所で、3 m 程度の津波が予想される場合 津波 (2 m、1 m) ・高い所で 2 m 程度の津波が予想される場合	・警防本部の設置 ・状況により、必要数の増員、増隊を行うものとする

別表第8 (第66条関係)

警防計画樹立の基準

1 木造、防火造及び準耐火造

対 象 物	基 準
1 消防法施行令 (昭和 3 6 年政令第 3 7 号。以下「政令」という。) 別表第一 (一) 項のうち劇場、映画館、演芸場	収容人員が 5 0 0 名以上のもの
2 政令別表第一 (二) 項のうちキャバレー、カフェー、ナイトクラブ、その他これらに類するもの及び同 (三) 項の飲食店	1 収容人員が 5 0 0 名以上のもの 2 床面積の合計が 1, 0 0 0 m ² 以上のもの 3 2 階以上の階層を有する対象物で、階層 2 以上の階に達する吹抜け部分を共有するものは、主たる用途に供する部分の床面積の合計が 7 0 0 m ² 以上のもの
3 政令別表第一 (三) 項のうち待合い、料理店、その他これらに類するもの	1 収容人員が 3 0 0 名以上のもの 2 床面積の合計が 1, 5 0 0 m ² 以上のもの
4 政令別表第一 (五) 項のうち旅館、ホテル又は宿泊所	1 床面積の合計が 1, 0 0 0 m ² 以上のもの 2 2 階以上の収容人員の合計が 7 0 名以上のもの 3 宿泊所については、2 階以上の収容人員が 1 0

	0名以上のもの
5 政令別表第一(五)項のうち 寄宿舍	盲学校、聾学校又は養護学校に併設されたもの
6 政令別表第一(六)項のうち 病院	1 ベット数が50以上で、常時介護が必要な老人 が入院患者の大部分を占めるもの 2 床面積の合計が1,000㎡以上のもので、ベ ット数が150以上のもの 3 2階以上のベット数が60以上のもの
7 政令別表第一(六)項のうち 老人福祉施設、有料老人ホーム、 救護施設、更生施設、児童福祉 施設(母子生活支援施設及び児 童更生施設を除く。)身体障害者 更生救護施設(身体障害者を収 容するものに限る。)又は知的障 害者救護施設	1 次の施設は全部 (1) 特別養護老人ホーム (2) 救護施設 (3) 児童福祉施設 (4) 身体障害者更生救護施設のうち入所施設 (5) 知的障害者救護施設のうち入所施設 2 主たる用途に供する部分の床面積の合計が70 0㎡以上のもの 3 収容人員が150名以上のもの
8 政令別表第一(六)項のうち 幼稚園、盲学校、聾学校又は養 護学校	1 主たる用途に供する部分の床面積の合計が70 0㎡以上のもの 2 収容人員が150名以上のもの 3 幼稚園については、2階以上の収容人員が60 名以上のもの
9 文化財等	延焼拡大により、その建物が容易に延焼するおそれ があり、平常の消防活動によって防護が困難と認め られる次の対象物 (1) 政令別表第1(十七)項に該当するもの (2) 重要文化財、市指定有形文化財を所蔵するも の (3) 政令別表第1(十一)項に該当するもので文 化財、市重宝等に準ずるもの
10 大規模対象物	予想焼失面積が500㎡以上で同規程別表第2、出 動隊の基準第2出動では延焼防止が困難な建物

2 耐 火 造

対 象 物	基 準
-------	-----

1 政令別表第一（一）項のうち 劇場、映画館、演芸場	1 収容人員が1, 500名以上のもの 2 床面積の合計が3, 000㎡以上で、収容人員が1, 000名以上のもの 3 4階以上の階又は地下階層にあるものについては、収容人員が500名以上のもの
2 政令別表第一（二）項のうち キャバレー、ナイトクラブ、その他これらに類するもの	1 地階、無窓階又は4階以上の階で、床面積が1, 000㎡以上のもの 2 地階、無窓階又は4階以上に対する吹抜け部分を共有するものは、主たる用途に供する部分の床面積の合計が1, 500㎡以上のもの
3 政令別表第一（三）項のうち 待合い、料理店、その他これらに類するもの	1 収容人員が400名以上のもの 2 地階、無窓階、若しくは4階以上の階で床面積が2, 000㎡以上のもの
4 政令別表第一（三）項のうち 飲食店	1 地階、無窓階又は4階以上の階で床面積が1, 500㎡以上のもの 2 地階、無窓階又は4階以上の階に達する吹抜け部分を共有するものは、主たる用途に供する部分の床面積の合計が2, 000㎡以上のもの
5 政令別表第一（四）項の百貨店又はマーケット	1 階数が4階以上のものにあつては、床面積の合計が9, 000㎡以上のもの 2 階数が5階以上のものにあつては、床面積の合計が6, 000㎡以上のもの 3 地階のものにあつては、1, 500㎡以上のもの
6 政令別表第一（五）項のうち 旅館、ホテル又は宿泊所	1 4階以上の階で床面積が2, 000㎡以上のもの 2 4階以上の階の収容人員の合計が200名以上のもの 3 センターコア方式の建物で、階数が1箇所集中している場合は次による (1) 地階、無窓階又は4階以上の階で、床面積が1, 500㎡以上のもの (2) 3階以上の収容人員の合計が200名以上のもの
7 政令別表第一（五）項のうち 寄宿舎	盲学校、聾学校又は養護学校に併設された寄宿舎
8 政令別表第一（六）項のうち 病院	1 ベット数が50以上で、常時介護が必要な老人が入院患者の大部分を占めるもの 2 3階以上の階の床面積の合計が2, 000㎡以上のもの 3 3階以上のベット数の合計が200以上のもの

	4 地階若しくは無窓階の床面積が1,500㎡以上のもの
9 政令別表第一(六)項のうち老人福祉施設、有料老人ホーム、救護施設、更生施設、児童福祉施設(母子生活支援施設及び児童更生施設を除く。)身体障害者更生救護施設(身体障害者を収容するものに限る。)又は知的障害者救護施設	1 次の施設は全部 (1) 特別養護老人ホーム (2) 救護施設 (3) 児童福祉施設のうち入所施設 (4) 身体障害者更生救護施設のうち入所施設 (5) 知的障害者救護施設のうち入所施設 2 2階以上の階の床面積の合計が2,000㎡以上のもの 3 2階以上の収容人員の合計が200名以上のもの 4 地階若しくは無窓階の床面積が1,500㎡以上のもの
10 政令別表第一(六)項のうち幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校	1 2階以上の階の床面積の合計が2,000㎡以上のもの 2 2階以上の収容人員の合計が200名以上のもの
11 政令別表第一(十)項	地下駅舎
12 政令別表第一(十二)項のうち工場又は作業場	1 床面積の合計が8,000㎡以上のもの 2 自動車修理工場の用途に供するもの又は危険物等を取り扱うものにあつては、床面積の合計が4,000㎡以上のもの
13 政令別表第一(十二)項のうち映画スタジオ又はテレビスタジオ	1 床面積の合計が3,000㎡以上のもの 2 地階、無窓階又は4階以上の階にあるものにあつては、主たる用途に供する部分の床面積が500㎡以上のもの
14 政令別表第一(十四)項のうち冷蔵倉庫	冷蔵面積の合計が5,000㎡以上のもの
15 政令別表第一(十五)項	軒高がおおむね100m以上の建物
16 政令別表第一(十六)項	1 政令別表第一(一)項から(六)項まで、(十二)項及び(十五)項(事務所を除く。)に掲げる2以上の用途が混在するもので、次のいずれかに該当するもの。ただし、政令第8条に準ずる構造のものは、別の対象物とみなす。 (1) 床面積の合計が階数4以下のものにあつては5,000㎡以上、階数5以上のものにあつては

	3, 0 0 0 m²以上のもの (2) 地階又は無窓階を使用しているものは、その部分の床面積の合計が2, 0 0 0 m²以上のもの (3) センターコア方式の建物で、階段が1箇所集中している場合は、床面積の合計が2, 0 0 0 m²以上のもの 2 1から10、12、13又は15までの用途が含まれる対象物を含むもの
1 7 地下街及び準地下街	1 政令別表第一(十六の二)項の地下街 2 政令別表第一(十六の三)項の準地下街
1 8 文化財等	重要文化財、市指定有形文化財等又はこれらを所蔵し、平常の消防活動によっては防護が困難と認められるもの

3 危険物等関係施設

対 象	基 準
危険物の規制に関する政令関係	危険物の規制に関する政令(昭和39年9月政令第306号)第36条及び第38条に規定する製造所等
消防法及び火災予防条例関係	消防法第9条の3及び那覇市火災予防条例(那覇市条例昭和47年条例第18号)に規定する対象の施設

4 洞道等関係

対 象	基 準
1 ア 道路トンネル	トンネルの長さが1, 0 0 0 m以上のもの
イ 鉄道トンネル	トンネルの長さが1, 0 0 0 m以上のもので、かつ、危険物車両が運行するもの
2 圧気工事現場関係	圧気を用いる工事の期間が1年以上にわたるもの

5 林 野

対 象
1 山容、急峻にして消防活動が困難あるいは道路事情、水利事情が悪く消防車両の進入及び消防活動が困難などの諸条件を考慮のうえ署長が必要と認める次の区域 (1) 集落等に延焼危険のある地域

- (2) 重要文化財等を有する地域
 (3) 保護地域（保安林等）
 (4) その他

6 放射性物質関係施設

対 象	指 定 基 準
1 密封されている放射性物質 （落下、衝撃及び火熱等により 容易に破壊しなく、かつ、放射 性物質が漏れて汚染する危険が ない容器等に収納されているも の）を使用する施設	1 機器に装備されたγ線源37テラベクレル以上 を使用している施設 2 機器に装備されていないγ線源370ギガベク レル以上を使用している施設
2 密封されていない放射性物質 （前1の密封されている放射性 物質以外のもの）を使用してい る施設	全施設

別表第9（第71条関係）

非常招集の基準

項目 区分	災 害 規 模		招 集 人 員	
	火災等の場合	気 象 災 害 等 の 場 合	課の職員	署の職員
第1配備	第1、第2出動	気象警報等が発令され災害が発生 し又は発生するおそれがある場合	必要最低 限の人員	当務員
第2配備	第3出動	局地的に災害が発生し、又は発生 のおそれがあり、当務員で対応が困 難であると判断される場合	課員の 一 部	非番員の 一部
	応援協定市町 村消防隊の応 援を必要とす る場合	局地的に災害が発生し、又は発生 のおそれがあり、当務員で対応が困 難であると判断される場合	課 員 の 50%	非番員の 50%
第3配備	第2配備要員 によっても鎮 圧防御ができ ない場合	市内全域に災害が発生又は発生のお それがあり、第2配備要員によつて も対応が困難であると判断される場 合	課の全員	非番員全 員及び週 休者

別表第10（第85条関係）

災害即報の基準

	災 害 事 象 の 内 容
消防長に即報	1 2 棟以上が炎上した火災 2 死者が発生した火災、災害 3 公共の建物・国、県、那覇市、指定の重要文化財の火災 4 5 階以上及び地下階で発生した炎上火災 5 死者及び負傷者の合計が 5 人以上生じた救急事案及び火災、災害 6 負傷者を伴う車両 4 台以上の交通事故 7 要救助者の生じた水難事故 8 行方不明者発生 of 事故等 9 報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる救急事案、火災及び災害等

別紙 (第 53 条関係)

説 示 書

交 付 日 時	平成 年 月 日 時 分頃	No.
対 象 物	住所 : 丁目 番 号	
	名称 : 占有者等氏名	
受 領 者		交付者

----- キリトリ線 -----

No.
平成 年 月 日
説 示 書
様
消防署長
消防隊の現場引き揚げ後は、次のことについて、特に配慮 していただきますようご協力願います。
1 消防隊は、可能な限り詳細に火災現場を点検し鎮火と決定しました。しかし、焼け跡 及びその周辺は、通常の場合と異なり予見できない事由により、再出火等の事故発生の 危険がありますので引き続き警戒を行ってください。
2 現場保存のため指定された区域内には、原則として立ち入らないでください。 ただし、緊急事態が発生し又は発生するおそれがあるときは、区域内に立ち入って必 要な措置を講じてください。
3 異常と思われる事象に気付かれたときは、すみやかに次の連絡先へ通報してくださ い。
連 絡 先
那覇市消防本部・指令情報課
電話 1 1 9 番又は 8 6 8 - 9 9 1 1

第1号様式 (第77条関係)

火災防御訓練報告書

消防署 出張所		署 長	次 席	司 令	司令補	報 告 者
						階級
						氏名
訓練実施年月日時	平成 年 月 日 曜日					
	訓練開始時刻 時 分		訓練終了時刻 時 分			
訓 練 場	消防署 出張所管内 町 丁目					
<u>号車</u> 出動時刻 時 分 到着時刻 時 分 帰所時刻 時 分 使用ホース 50 mm 本 口数 口 65 mm 本 口数 口 放水量 m ³ <u>号車へ中継送水</u> 使用水利 消火栓・防火水槽・その他		<u>号車</u> 出動時刻 時 分 到着時刻 時 分 帰所時刻 時 分 使用ホース 50 mm 本 口数 口 65 mm 本 口数 口 放水量 m ³ <u>号車へ中継送水</u> 使用水利 消火栓・防火水槽・その他		<u>号車</u> 出動時刻 時 分 到着時刻 時 分 帰所時刻 時 分 使用ホース 50 mm 本 口数 口 65 mm 本 口数 口 放水量 m ³ <u>号車へ中継送水</u> 使用水利 消火栓・防火水槽・その他		
階級	氏 名	階級	氏 名	階級	氏 名	
部署位置・見取						

活動状況（概要、現場到着時の状況、行動）

第2号様式 (第77条関係)

救急・救助訓練報告書

消防署 出張所		署 長	次 席	司 令	司令補	報 告 者
						階級
		氏名				
訓練実施年月日時	平成 年 月 日 曜日					
	訓練開始時刻 時 分		訓練終了時刻 時 分			
訓 練 場 所	消防署 出張所管内 町 丁目					
号車		号車		号車		
出動時刻 時 分		出動時刻 時 分		出動時刻 時 分		
到着時刻 時 分		到着時刻 時 分		到着時刻 時 分		
帰署時刻 時 分		帰署時刻 時 分		帰署時刻 時 分		
階 級	氏 名	階 級	氏 名	階 級	氏 名	
訓 練 種 別						
安全管理状況						
使用資器材						

第3号様式 (第78条関係)

消 防 活 動 報 告 書

消防署 出張所		署 長	次 席	司 令	司令補	報 告 者	
						階級	氏名
災 害 種 別	建物 林野 車両 船舶 航空機 その他の火災 爆発						
発 生 日 時	平成 年 月 日 曜日 時 分頃						
発 生 場 所							
建 物 名 称					建物構造		
発生場所責任者	(歳)				電 話		
責 任 者 住 所							
所 有 者 氏 名	(歳)				職 業		
所 有 者 住 所							
覚 知 時 刻	時 分	覚知別		現場までの距離 km			
鎮 圧 時 刻	時 分	鎮 火 時 刻		時 分			
気 象 状 況	天 気	風 向	風 速	気 温	湿 度	警 報 種 別	
時現在			m/s	℃	%		
号車		号車		号車			
出動時刻	時 分	出動時刻	時 分	出動時刻	時 分		
到着時刻	時 分	到着時刻	時 分	到着時刻	時 分		
車両統制	時 分	車両統制	時 分	車両統制	時 分		
帰署時刻	時 分	帰署時刻	時 分	帰署時刻	時 分		
使用ホース		使用ホース		使用ホース			
50 mm 本 口数 口		50 mm 本 口数 口		50 mm 本 口数 口			
65 mm 本 口数 口		65 mm 本 口数 口		65 mm 本 口数 口			
使用水利		使用水利		使用水利			
消火栓・防火水槽・その他 放水量 m ³		消火栓・防火水槽・その他 放水量 m ³		消火栓・防火水槽・その他 放水量 m ³			
階 級	氏 名	階 級	氏 名	階 級	氏 名		

[illegible]

第4号様式 (第79条関係)

その他出動報告書

消防署 出張所		署 長	次 席	司 令	司令補	報 告 者	
						階級	
						氏名	
種 別	特別警戒 警防調査 その他 誤報 誤認 虚報						
発生 (実施) 日時	平成 年 月 日 曜日 時 分頃 ～ 時 分						
発生 (実施) 場所							
建 物 名 称					建物構造		
発生場所責任者	(歳)				電 話		
責 任 者 住 所							
所 有 者 氏 名	(歳)				職 業		
所 有 者 住 所							
覚 知 時 刻	時 分	覚知別			現場までの距離 km		
号車		号車		号車			
出動時刻 時 分		出動時刻 時 分		出動時刻 時 分			
到着時刻 時 分		到着時刻 時 分		到着時刻 時 分			
車両統制 時 分		車両統制 時 分		車両統制 時 分			
帰署時刻 時 分		帰署時刻 時 分		帰署時刻 時 分			
使用ホース		使用ホース		使用ホース			
50 mm 本 口数 口		50 mm 本 口数 口		50 mm 本 口数 口			
65 mm 本 口数 口		65 mm 本 口数 口		65 mm 本 口数 口			
放水量 m ³		放水量 m ³		放水量 m ³			
階 級	氏 名	階 級	氏 名	階 級	氏 名		
活動状況 (出動中及び到着時の火災状況を含む)							

第5号様式（第80条関係）

救助活動報告書

救助活動報告書

消防署出張所		署長	次席	司令	司令補	報告者		
						階級		
						氏名		
災害種別	火災建物水難風水害機械交通ガス酸欠その他							
発生日時	平成年月日曜日時分頃							
発生場所								
発生場所責任者				(歳)	職業			
責任者住所					電話			
所有者氏名				(歳)	職業			
所有者住所					電話			
覚知時刻	時分		覚知別		現場までの距離km			
気象状況	天気	風向	風速	気温	湿度	警報種別		
時現在			m/s	℃	%			
号車		号車			号車			
出動時刻時分		出動時刻時分			出動時刻時分			
到着時刻時分		到着時刻時分			到着時刻時分			
救出時刻時分		救出時刻時分			救出時刻時分			
帰署時刻時分		帰署時刻時分			帰署時刻時分			
階級	氏名		階級	氏名		階級	氏名	
部署位置・見取								

(裏)

[illegible]

第6号様式 (第82条関係)

水 防 活 動 報 告 書

消防署 出張所		署 長	次 席	司 令	司令補	報 告 者		
						階級		
						氏名		
災 害 種 別	風害 水害 浪害 浸水 崖崩れ					潮満干	満潮 時 分 干潮 時 分	
発 生 日 時	平成 年 月 日 曜日 時 分頃							
発 生 場 所								
発生場所責任者	(歳)				職 業			
責 任 者 住 所					電 話			
所 有 者 氏 名	(歳)				職 業			
所 有 者 住 所					電 話			
覚 知 時 刻	時 分		覚 知			現場までの距離 km		
気 象 状 況	天 気	風 向	風 速	気 温	湿 度	警 報 種 別		
時現在			m/s	℃	%			
号車		号車			号車			
出動時刻 時 分		出動時刻 時 分			出動時刻 時 分			
到着時刻 時 分		到着時刻 時 分			到着時刻 時 分			
救出時刻 時 分		救出時刻 時 分			救出時刻 時 分			
帰署時刻 時 分		帰署時刻 時 分			帰署時刻 時 分			
階 級	氏 名		階 級	氏 名		階 級	氏 名	
部署位置・見取								

(裏)

[illegible]

第7号様式（第83条関係）

平成 年 月 日

消 防 長

署（課）長

災害応援出動報告書について

みだしのことについて、那覇市消防本部警防規定第 83 条に基づき下記のとおり報告します。

記

活 動 概 況

要 請（認 知）日 時	
要 請 者 の 氏 名	
災 害 種 別	
発 生 場 所 及 び 名 称	
出 動 時 刻	
放水（救出）開始時刻	
鎮 圧（救出）時刻	
帰 署 時 刻	
放 水 量	
出 動 車 両 及 び 台 数	
出 動 人 員	
備 考	

第8号様式（第83条関係）

平成 年 月 日

消 防 長

署（課）長

救急応援出動報告書について

みだしのことについて、那覇市消防本部警防規定第 83 条に基づき下記のとおり報告します。

記

活 動 概 況

救 急 発 生 日 時	
発生場所及び名称	
救 急 種 別	
覚知時刻及び方法	
要 請 者 の 氏 名	
出 動 時 刻	
現 場 到 着 時 刻	
救 護 人 員	
傷 病 名	
出 動 車 両 台 数	
出 動 人 員	
備 考	

第9号様式 (第84条関係)

非常招集実績報告書

消防署 出張所				署 長	次 席	司 令	司令補	報 告 者	
								階級	氏名
招 集 日 時		平成 年 月 日		曜 日 時 分		災 害 種 別			
人 員	氏 名	招集 覚知時刻	覚知 方法	署所・課 到着時刻	現場 到着時刻	解除時刻	交通 手段	備 考	
1		:		:	:	:			
2		:		:	:	:			
3		:		:	:	:			
4		:		:	:	:			
5		:		:	:	:			
6		:		:	:	:			
7		:		:	:	:			
8		:		:	:	:			
9		:		:	:	:			
10		:		:	:	:			
11		:		:	:	:			
12		:		:	:	:			
13		:		:	:	:			
14		:		:	:	:			
15		:		:	:	:			
16		:		:	:	:			
17		:		:	:	:			
18		:		:	:	:			
19		:		:	:	:			
20		:		:	:	:			
21		:		:	:	:			
22		:		:	:	:			
23		:		:	:	:			
24		:		:	:	:			
25		:		:	:	:			
番号で記入する		<u>覚知方法</u> 1 本部からの連絡 2 独自で電話確認 3 テレビ・ラジオ等 <u>交通手段</u> 1 バス 2 タクシー 3 自家用車 4 オートバイ 5 自転車 6 徒歩 7 その他							

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 3 1 号

平 成 2 0 年 1 月 3 1 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第 1 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

指定 (登録) 番号	第 3 2 6 号
指定工事店名	仲宗根設備
営業所所在地	西原町字幸地 2 2 4 番地
代表者名	仲宗根 誠
指定の有効期間	平成 1 9 年 4 月 1 日 平成 2 4 年 3 月 3 1 日
異動年月日	平成 1 9 年 1 2 月 2 7 日
異動事由	代表者の変更

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第 3 号

平 成 2 0 年 1 月 2 8 日

公 布 済

那覇新都心多目的広場条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会

委員長 西 原 篤 一

那覇新都心多目的広場条例施行規則を廃止する規則

那覇新都心多目的広場条例施行規則(平成15年那覇市教育委員会規則第7号)は、廃止する。

付 則

この規則は、平成20年2月1日から施行する。